

耐震シェルター工事補助関係

耐震シェルター工事ができる住宅

昭和56年5月31日以前に着工された住宅及び、昭和56年6月1日以降に着工された住宅については、熊本地震で罹災して「り災証明書」が発行されている住宅で、以下の要件に該当すること

- 熊本地震で罹災し、「り災証明書」が全壊、大規模半壊の住宅
 - 「り災証明書」が半壊、一部損壊で、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅
 - 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の加算支援金（建設・購入）支給対象でない住宅
- ※ 住宅の建替え・購入される場合には該当しない

令和6年度 御船町

補助制度の利用にあたって

1 申込受付期間と事業完了期限

申込受付期間内に必要書類を提出してください。また、原則として完了期限までに事業を完了し、完了実績報告書を提出してください。

【申込受付期間】

令和6年6月3日(月)から令和6年11月29日(金) (土・日・祝日を除く)

【事業の完了期限 (完了実績報告書の提出期限)】

令和7年1月31日 (金)

2 事業の概要

地震発生時に、居住している住宅の倒壊から居住者の命を守るために設置する、耐震シェルター工事に要する費用の一部を補助するものです。

3 耐震診断が必要な場合があります

耐震シェルター事業の利用の前に耐震診断が必要な場合があります。

(1) 耐震診断が必要なもの

- ・昭和56年6月1日以降に工事着手した住宅で、平成28年熊本地震で罹災したことが確認できるもの(り災証明書)のうち、「半壊」又は「一部員壊」と認定されたもの

※ 耐震診断を行い、上部構造評点が1.0未満の場合に事業の利用ができます。

(2) 耐震診断が不要なもの

- ・昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅
- ・災害対策基本法に基づく住家の被害認定(り災証明書)において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの

4 耐震シェルター工事費補助事業の要件

お申込みは、以下のすべての要件に該当することが必要です。

(1) 御船町に存在する住宅で所有者が居住していること

補助事業の対象となる住宅は、御船町に存在する住宅で所有者自身が居住している住宅です。貸している住宅、借りている住宅などは対象になりません。所有者が居住していることは、住民票の写しで確認します。

(2) 一戸建ての住宅であること

補助事業の対象となる住宅は、一戸建ての住宅です。長屋や共同住宅は対象になりません。また、店舗等と併用している併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が述べ床面積の2分の1以上のものに限りします。

(3) 木造で階数が3階以下であること

補助事業の対象となる住宅は、在来軸組工法、ツーバイフォー工法（枠組壁工法）、伝統的構法によって建築された地上階数が3階以下のものです。鉄骨造や鉄筋コンクリート造の建物は対象になりません。

(4) 昭和56年以前に着工または熊本地震で罹災した住宅

補助事業の対象となる住宅は、以下の①、②どちらかの要件に該当する必要があります。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工（建築）された住宅
- ② 平成28年熊本地震により罹災したことが確認できる住宅
（災害対策基本法に基づく「り災証明書」の写しで確認）

(5) 町税の滞納がないこと

補助事業を行う申請者（所有者）は、町税の滞納がないことが条件となります。町税滞納の有無について調査承諾書を提出していただき、滞納について調査を行います。

(6) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの

耐震診断の結果、上部構造評価点が、1.0未満の住宅

(7) 申請者以外に所有権を有している人がいる場合、その全員に補助事業の実施について承諾が得られていること

5 申請の際の注意

(1) 契約の時期

事業を実施する業者との契約は、御船町から「補助金交付決定通知書」が交付されてから締結してください。

(2) 事業途中の変更や、工期の延長について

「補助金交付決定通知書」を受けたあと、事業の内容や金額が変更になる場合や、交付決定通知書に記載された完了予定期日までに事業が完了しないと見込まれる場合は、早急に建設課へご相談いただき、「補助金交付変更承認申請書」を提出し、町から「補助金交付変更承認通知書」を受けたあと、施工業者等と変更契約を行ってください。変更承認通知を受ける前に変更契約をされた場合、補助金の交付が受けられない場合があります。

(3) 書類の作成

申請の際に添付する書類の中には専門的な知識が必要な書類があります。書類の作成については、業者へ委任をすることでスムーズに事業を進めることができます。

なお、申請者(所有者)以外が申請書等の提出を行う場合は、委任状が必要です。

(4) 補助金の支払い

事業完了の際は、契約業者にいったん全額支払っていただく必要があります。その後、請求に基づき申請者の指定口座に御船町から補助金が振り込まれます。

6 耐震改修工事補助事業について

(1) 補助対象となる工事

補助対象となる工事は、補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用で、対象となる耐震シェルターは以下のいずれかです。

- 他都道府県における評価委員会等の第三者機関により評定を受け、その都道府県で補助対象工法として認められたもの
- 国土交通大臣又は公的機関の認定・試験等によりその性能が評価されたもの

(2) 補助金の額

補助金の額は以下のとおりです。

耐震シェルター工事に要する費用の $\frac{1}{2}$ 又は 20 万円のうち低いほうの額
(千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額)

7 事業の流れ

(1) 補助金の交付申請 令和6年6月3日(月)から令和6年11月29日(金)

○提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 補助事業実施計画書（耐震シェルター工事）（様式第2号-6）
- ③ 工程表
- ④ 住民票の写し
- ⑤ 補助対象経費が確認できる書類（見積書）の写し
- ※ 耐震シェルターの設置に関する工事費用（補助対象経費）と、それ以外の工事費用（補助対象外）に項目を分けて記載されたもの
- ⑥ 住宅の登記事項証明書又は当該住宅の所有者が分かる書類の写し
- ⑦ 町税滞納有無調査承諾書（様式第3号）
- ⑧ 補助対象住宅に共有者がいる場合には、御船町戸建て木造住宅耐震改修等承諾書（様式第4号）
- ⑨ 補助対象住宅の建築確認済証の写し、又は当該住宅の建築年月日が分かるもの
- ⑩ 現況写真（外観写真2方向以上及び設置予定場所の写真）
- ⑪ 各階平面図（設置前、設置後）
- ⑫ 補助対象住宅が、昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により罹災したことが確認できる書類（り災証明書）
- ⑬ 耐震診断を実施している場合は、耐震診断結果報告書の写し
- ⑭ 位置図（付近見取り図）
- ⑮ 交付決定以降の手続を別の者に委任する場合には、委任状



(2) 補助金の交付決定

書類審査を行い、書類に不備がなければ「補助金交付決定通知書」を送付します。



(3) 契約の締結（工事の着手）

「補助金交付決定通知書」が届いたら契約を締結してください。

契約日は、交付決定日（通知書の右上に記載された日付）以降です。

- ※ 必ず工事写真（シェルター設置前、工事中、設置後、工事完了）を撮ってください。



(4) 工事の完了

- 工事が完了したら、現場の確認を行い、工事に問題がないかご確認ください。
- 工事に問題がなければ、工事費を支払い、領収書を受け取って下さい。



(5) 完了実績報告、補助金の交付請求

領収書を受領されましたら、交付決定通知書の完了予定期日までに、完了実績報告書と添付書類を提出してください。

- 提出書類
 - ① 完了実績報告書（様式第12号）
 - ② 補助事業に係る契約書の写し
 - ③ 工事写真（シェルター設置前、工事中、設置後、工事完了時）
 - ④ 補助事業に係る領収書の写し
 - ⑤ 補助金交付請求書（様式第15号）（申請日は記入しないで下さい。）

※ 事業途中の変更や、工期の延長について

「補助金交付決定通知書」を受けたあと、事業の内容や金額が変更になる場合や、交付決定通知書に記載された完了予定期日までに事業が完了しないと見込まれる場合は、早急に建設課にご相談いただき、「補助金交付変更承認申請書」を提出し、町から「補助金交付変更承認通知書」を受けたあと、施工業者等と変更契約を行ってください。**変更承認通知を受ける前に変更契約をされた場合、補助金の交付が受けられない場合があります。**